

産業建設常任委員会 記録

1 開会日時 令和2年9月14日(月)午前10時00分開会

2 開会場所 三次市役所本館6階601会議室

3 事 件

議案第102号 三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)

4 出席委員 保実 治, 杉原利明, 竹原孝剛, 重信好範, 掛田勝彦, 月橋寿文, 山田真一郎

5 欠席委員 なし

6 説明のため出席した職員

【水道局】明賀水道局長, 濱口水道課長, 杉原下水道課長, 藤川水道課営業係長,

清水水道課建設係長, 藤田下水道課管理係長

7 議 事

午前10時00分 開会

○保実委員長 皆さん、おはようございます。ただいまから産業建設常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は7名であります。全員出席ですので、委員会は成立をしております。

なお、暑いと思われる方は、上着を脱いでもらって結構でございます。

本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、事前にタブレットに掲載しています次第に沿って行います。議案1件について、執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論、採決を行います。

また、今定例会から委員会の審査等について中継が行われます。先日の議会運営委員会で確認されました常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項、それに沿って委員会を運営いたします。説明員は着座のままで説明、答弁していただきます。事前にお知らせしておりますように、委員の皆様も円滑な進行に御協力をお願いいたします。

それでは、審査順にありますように、水道局に係る議案1件について、提案理由の説明を受け、質疑を行います。その後、議案の採決、委員長報告について御協議いただきたいと思います。皆さんのほうから何かございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのように進めさせていただきます。

それでは、審査に移ります。

議案第102号、三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員の皆様、おはようございます。早速ではございますが、議案第102号、三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、排水設備工事並びに給水装置工事申請等に必要な図面等の写しの交付に当たり、手数料を徴収することを条例に規定するため、関係条例である三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容について御説明申し上げます。

三次市公共下水道条例第29条及び三次市水道事業給水条例第28条の条文に、排水設備工事申請及び給水装置工事申請等に必要な図面等の写しの交付手数料として、日本産業規格A4寸法については1枚につき10円、カラーは100円と規定し、申請者から手数料を徴収するよう改正しようとするものであります。

なお、施行日は公布の日から施行することとするものです。

以上で御説明とさせていただきます。何とぞ、よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

○保実委員長 それでは、質疑をお願いいたします。

掛田委員。

○掛田委員 この議案第102号ですけれども、これはコピーの交付手数料を明記するものということで、給排水業者の実費負担をしていたものを条例に明文化するという、そういう趣旨で間違いございませんか。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 委員、今御説明していただきましたとおりでございます。この4月からは実費弁償として頂いていたものを、手数料として条例化しようとするものです。

○保実委員長 掛田委員。

○掛田委員 私は、議案第102号の改正部分に対して異論はないんですが、なぜこの時期、このタイミングで条例改正をなされようと考えられたのか、そして、これは、額面どおり受け止めていけば、紙媒体というような話になろうかと思うんですが、大体手数料の総額というのが年間見込みとしてどれぐらいの金額になるものでしょうか。御答弁のほど、よろしくお願いします。

○保実委員長 明賀水道局長。

○明賀水道局長 なぜこの時期にという御質問でございますが、まず最初に、その背景といたしまして、水道課については、水道の給水申込みのときに、市が保管をしております給水装置工事申込書に添付をされております図面や水道管の管路図を確認する必要があることから、実費費用として頂いておったものなんですが、実費弁償として頂く時期が、3月の定例会の時期にはタイミング的にちょっと間に合わなかったということで、ただし、実費で頂いておくことにつきましては、金額もこの条例で頂いておる金額を変えるということでもなく、市民の方への影響が少ないということから、9月の議会において提案をさせていただいたということでございます。

それから、どれぐらいの収入見込みがあるかということですが、今年度4月から今までの状況なんですが、水道課のほうにおいては1万1900円、それから下水道課においては5,330円という今までの実績になっておりまして、これを年間の見込みにしますと、水道課のほうで約3万円余り、そして下水道課のほうで約1万6,000円余りを見込んでおります。

○掛田委員 ありがとうございます。

○保実委員長 ほかに。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようなので、以上で議案第102号に対する質疑を終結いたします。

水道局の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○保実委員長 それでは、採決に入ります。

お手元に配付の産業建設常任委員会審査報告書に沿って採決をいたします。

今回は、議案1件を採決いたします。

これより議案第102号、三次市公共下水道条例及び三次市水道事業給水条例の一部を改正する条例(案)について討論を行います。

それでは、討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

本案を原案どおり決することに御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決をいたしました。

以上で採決を終わりました。

なお、委員長報告についてであります。報告に記載したい意見があればお願いをしたいと思います。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 それでは、そのようにさせていただき、後日タブレットのほうに入れさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、以上で本日の日程を終わりましたが、皆さんから何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○保実委員長 ないようでしたら、以上で令和2年9月定例会産業建設常任委員会の全てを終了いたします。

午前10時11分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第1項の規定により、ここに署名する。

令和2年9月14日

産業建設常任委員会

委員長 保 実 治